

特定都市河川浸水被害対策法の施行について

流域治水関連法の活用（特定都市河川の指定による法的枠組の下での流域治水の推進）

〔特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律〕（令和3年法律第31号）

- 流域治水を实践する計画・体制として、国・都道府県・市町村等の関係者の協働による遊水地等の整備、雨水貯留・浸透対策、浸水のおそれがある土地の利用等に関する計画を策定し実践する法的枠組「**流域治水関連法**」が令和3年11月1日に施行
- 特定都市河川への指定**により本枠組を活用し、実効性のある対策を実施することにより、**流域の治水安全度を向上**

特定都市河川指定 全国の河川へ指定拡大

（国管理区間有：大臣指定、国管理区間無：知事指定）

流域水害対策協議会 計画策定・対策実施

構成員：河川管理者、下水道管理者、都道府県、市町村等

流域水害対策計画 策定 浸水被害の発生を防ぐべき目標となる降雨に対し、概ね20-30年の間に実施する取組を定める

特定都市河川法の制度・施策等

＜制度・施策等の活用主体＞

- 河川管理者等
- 都道府県
- 市町村
- 民間事業者・住民等

遊水地・輪中堤・排水機場等のハード整備

・流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて**整備の加速化**

水害リスクを踏まえた土地利用規制・住まい方の工夫等

①**貯留機能保全区域**（洪水等を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定）

- 指定権者：都道府県知事等
- 盛土等の行為の**事前届出を義務化**
- 届出内容に対し、必要に応じて**助言・勧告**が可能

雨水浸透阻害行為の許可

- ・宅地等以外の土地で行う**流出雨水量を増加させるおそれのある行為**を許可制とする
- ・対象：公共・民間、一定規模（**1,000m²***）以上 ※条例で基準強化が可能
- ・雨水貯留浸透施設の**整備を義務付け**



②**浸水被害防止区域**（浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定）

- 指定権者：都道府県知事
- 都市計画法上の**原則開発禁止**
- 住宅・要配慮者施設等の**開発・建築行為を許可制**とすることで安全性を確保

雨水貯留浸透施設の整備

- ①**雨水貯留浸透施設整備計画の認定**
 - ・対象：民間事業者等が整備する施設
 - ・規模要件： $\geq 30\text{m}^3$ （条例で $0.1-30\text{m}^3$ の間で基準緩和が可能）
 - ・支援策：**税制優遇**、**国庫補助**（補助率**1/2**）、地方公共団体の**管理協定制**度
 - ・**固定資産税の減税**：課税標準を**1/6-1/2**の間で**市町村の条例で定める割合に軽減**（参酌標準**1/3**）
- ②**国有地の無償貸付又は譲与**
 - ・流域水害対策計画に基づく施設を設置する**地方公共団体**に対し、普通財産である**国有地の無償貸付又は譲与**が可能

流域治水関連法に基づく「流域治水」の本格的実践(2/4)

令和4年度
水管理・国土保全局関係
予算概要(令和4年1月)
より抜粋

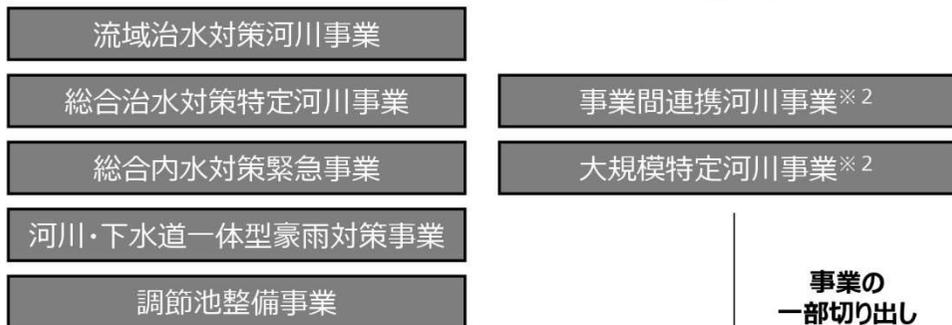
- 本支川合流部や狭窄部等を有する浸水リスクの高い地域(特定都市河川流域)における早期の浸水被害軽減のため、土地利用規制と合わせて実施する遊水地・二線堤等のハード対策に集中的に投資するための新規事業を創設。

特定都市河川浸水被害対策推進事業 (個別補助事業)の創設

既存の交付金・個別補助事業を統合・リニューアルすることにより、土地利用規制等のソフト対策を含む流域水害対策計画に位置付けられた都道府県・市町村・民間事業者等が実施する事業を計画的かつ集中的に実施し、早期に治水安全度を向上させる。

<交付金事業※1>

<個別補助事業>



個別補助事業
への移行

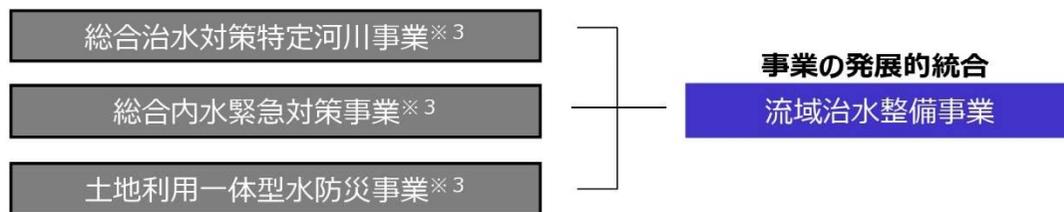
特定都市河川浸水被害対策推進事業

	河川対策	流域対策
事業メニュー	河道掘削、堤防整備、遊水地の整備、輪中堤の整備、排水機場の機能増強 等	雨水貯留浸透施設※4、二線堤の整備 等
実施主体	河川管理者	都道府県、市町村、民間事業者等
国庫補助率	1/2 (個別補助事業)	1/3(通常) ⇒ 1/2(個別補助事業)

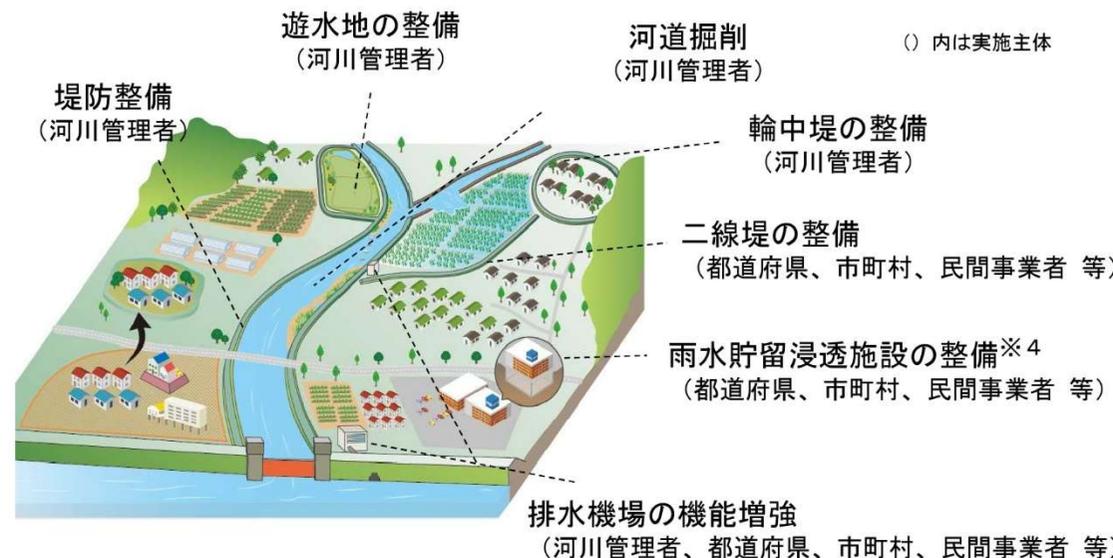
※1 この他、特定都市河川で実施する事業を一部切り出す事業もある
 ※2 特定都市河川で実施する事業を切り出し、それ以外の事業は継続して実施

流域治水整備事業(国直轄事業)の創設

既存事業を統合・リニューアルすることにより、土地利用規制等のソフト対策を含む流域水害対策計画に位置付けられた国直轄事業を計画的かつ集中的に実施し、早期に治水安全度を向上させる。



※3 令和3年度以前に採択された事業は令和4年度以降も継続



特定都市河川流域における主なハード対策

※4 : 雨水貯留浸透施設の整備 (R3年度に制度拡充)
 実施主体: 市町村、都道府県、民間事業者等 国庫補助率: 1/2
 その他支援: 民間事業者等が整備する場合の固定資産税の減税
 (課税標準を1/6~1/2の範囲で条例で定める範囲の割合とする)

水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりの推進

令和4年度
水管理・国土保全局関係
予算概要(令和4年1月)
より抜粋

- 特定都市河川流域において、区域指定による移転等の促進や開発・建築行為の許可制の導入、貯留機能を有する農地等の保全等、水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを推進するための予算・税制等の新たな支援制度を創設。

水災害リスクを踏まえたまちづくり・ 住まいづくりの推進

水災害の危険性の高い地域の居住を避ける

浸水被害防止区域における住宅・要配慮者施設等の開発・建築行為の許可制の導入や、都市計画法上の原則開発禁止、高齢者福祉施設等の新規整備の抑制等により被害拡大を防止

水災害の危険性の高い地域に居住する場合にも命を守る

浸水被害防止区域等の浸水リスクの高い区域に居住する方々の安全を守るため、宅地の嵩上げやピロティ化等の対策を推進

水災害の危険性の高い地域からの移転を促す

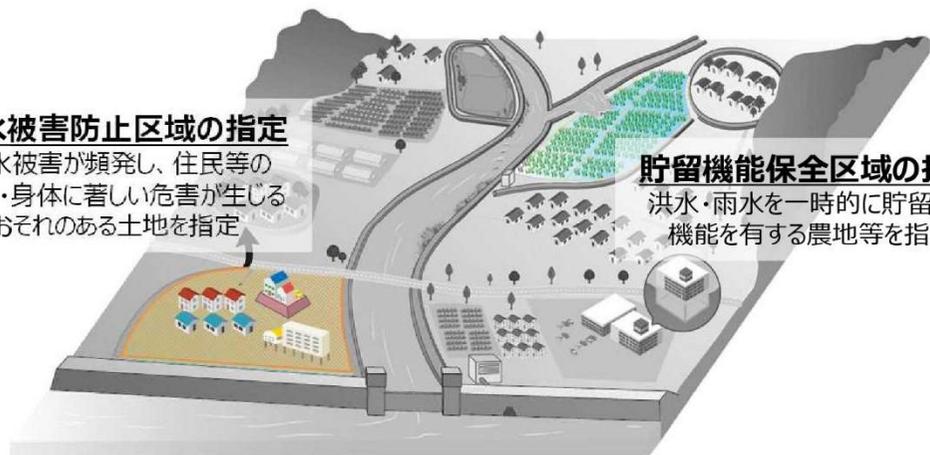
防災集団移転促進事業等により、浸水被害防止区域等の浸水リスクの高い区域からの移転を促し、被害拡大を防止

浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定

貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定



特定都市河川流域における土地利用

移転や改修への支援制度

(防災集団移転促進事業)【都市局所管事業】

浸水被害防止区域等の災害危険エリアにおいて、地域コミュニティを維持しつつ、防災性向上を図るため、住居の集団的移転の促進を目的として、住宅団地の整備、住居の移転、移転元地の買取等に対し事業費の一部を補助^{※1}

- 令和3年度より災害危険区域に加え、**浸水被害防止区域**等を追加
- 令和2年度より最小移転戸数を10戸→5戸に緩和

(がけ地近接等危険住宅移転事業)【住宅局所管事業】

災害危険区域等の区域内にある既存不適格等の住宅の移転への助成を支援^{※2}

- **令和4年度**より災害危険区域等に加え、**浸水被害防止区域**等を追加

(災害危険区域等建築物防災改修等事業)【住宅局所管事業】

災害危険区域等の区域内にある既存不適格等の住宅及び建築物(避難所等に限る)の浸水対策改修等への助成を支援^{※3}

- **令和4年度**より災害危険区域等に加え、**浸水被害防止区域**を追加^{※4}

※1: 地方公共団体に対する国の補助率: 3/4等(地方財政措置と合わせて、実質、国が約94%を負担)

※2: 地方公共団体に対する国の補助率: 1/2

※3: 地方公共団体に対する国の補助率: 1/2等

※4: 浸水被害防止区域の場合、既存の住宅及び特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設等を対象

なお、各支援制度には、別途、補助の限度額がある

農地等の貯留機能の活用の促進

令和4年度より、貯留機能保全区域として指定した土地に係る**固定資産税及び都市計画税への特例措置**(課税標準を2/3~5/6の範囲で条例で定める範囲の割合とする)を創設

令和4年度より貯留機能保全区域の指定にあわせた地方公共団体や民間事業者等による二線堤の築造等への支援(再掲)

- ・国庫補助率の嵩上げ(1/3[※]⇒1/2)

※: 民間事業者等による整備は令和4年度より新規創設

